

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」訴訟の名古屋地裁・第1回期日（20190419）での原告の鷹見彰一さんの意見陳述です。

平成31年（ワ）第597号 「結婚の自由をすべての人に」事件

原告 大野利政、鷹見彰一

被告 国

## 意見陳述

原告 鷹見 彰 一

同性愛者のイメージとはどういったものでしょうか。

多くの方はテレビなどに出ている著名人の方をイメージされるのではないのでしょうか。たしかに、そういった方々のおかげで、多くの方に周知される時代になりました。ですが、みなさんが持つイメージは私たち同性愛者の中の1例でしかないのです。

LGBTという言葉もまだまだ十分に認知されていません。また、同性愛者や同性婚に関して、「気持ち悪い」「少子化が進むのでは？」「家族制度の崩壊懸念」「子供にどうやって説明したらいいの？」といった、知らないことから来る否定的な意見があるのは事実です。しかし、当事者である私たちだけに限らず、ストレートつまり異性愛者の方々からの肯定的な意見も増えているのも事実です。つまり、今が変化の時代になったと考えています。

今日は、私たちの事例や思い、周りの意見や状況について話させていただきたいと思います。

まず初めに、私たちは皆さんと同じように働き納税し、生活をしているのです。唯一違うとすると、生涯を共にしたいと選んだ相手が同性だったということです。私たちは出会い、時間を深める中でお互いに結婚したい気持ちが強くなりました。

しかし、いざそう思っても日本では同性婚が認められていませんので、結婚とい

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook等）へのアップロードや転載はおやめください】  
・「結婚の自由をすべての人に」訴訟の名古屋地裁・第1回期日（20190419）での原告の鷹見彰一さんの意見陳述です。

う選択肢がありませんでした。また、私たちが住む地域ではパートナーシップ制度もなかったため、少しでも婚姻関係に近づきたい思いから「公正証書」を作成しました。（みなさんは公正証書というものをご存知でしょうか？）

作成にあたっては法的な知識もなかったのですが、この場にいる弁護士の方に相談し婚姻と同等の『契約』を2017年に結んでいます。（その契約の証明が公正証書です。）

日本での同性間における婚姻に代わるものとして公正証書作成のほかに、一部の市区町村で実現されているパートナーシップ制度や養子縁組などがあります。その中で私たちが公正証書を選んだのには理由があります。パートナーシップ制度は、仮に利用できたとしても一部の民間企業や自治体に関して婚姻関係と同等の権利を得られるものの、法的効力がないためパートナーの死後に共に過ごした家などは相続されず、住めなくなります。

養子縁組では法的に家族関係が結ばれるため婚姻に近いかもしれませんが、関係上は「親子」になってしまいます。また、名前もいずれかに合わせるのではなく年上の者に統一されることとなります。私たちはこれからの人生を共にするために二人の家を持っていますし、年上の私は夫である大野の姓になりたいと思っています。そのため、私たちが求める幸せな家族像とは違うものになると感じ公正証書という道を選びました。この文書を作成するにあたり、婚姻というものが夫婦間にどのような関係をもたらし、生涯を共に歩むとはどういったものかを改めて認識することができました。

私たちの場合は、男女が結婚にあたり二人の中で発生する義務等は、同性間でも同等のものであってほしいと思い、現法律の適用できる範囲で限りなく同じ内容となるように作成していただきました。男女が結婚する際の婚姻届1枚がもつ効力と限りなく同等の効力を私たち二人の間に成立させるためにどのくらいの書面が必要になったと思いますか？驚くことに40ページ近くに及ぶ書面が必要でした。また、婚姻届の場合は役所で無料で手続きが完了しますが、この公正証書は弁護士の方を

【リンクはご自由にお貼りください】  
【有償配布 及び We b（ホームページ、ブログ、facebook等）へのアップロードや転載はおやめください】  
・「結婚の自由をすべての人に」訴訟の名古屋地裁・第1回期日（20190419）での原告の鷹見彰一さんの意見陳述です。

通さない場合でも数万円費用がかかるのです。

公正証書作成の当日に公証人の方は、同性間での結婚契約は初めての対応だったようですが、実際に書類の確認や作成をする中で「婚姻とはどういったものなのか理解するためにも、男女間であっても同じものを作った方がいい」とおっしゃっていました。この言葉を聞いたとき、私たちの真剣な思いを認めてもらえたように感じました。

ここまでの話を聞くと、二人の中で婚姻に近い契約ができたのなら良いではないかと思う方も多々いらっしゃると思います。しかし、あくまでも私たち個人間の契約のため、社会に二人の関係を認めてもらう場合には証明として提示をすることが必要な場合もあり、たとえ提示したとしても叶わないことが多いことも現実ですし、行政的なサービスは独身者となんら変わらないのです。

さて、妻である私は物心がついたころには同性愛者であることを自覚し、友人や家族にも気軽に打ち明けられる環境だったこともあり、同性愛者だからと言って酷く嫌な思いをすることは、ほぼありませんでした。現在の職場や過去の職場、学生時代の友人知人もほとんどの人が私のジェンダーを理解してくれています。クリスマスなどでは友人家族と私たち夫婦とで家族パーティーなどもします。私の例は極まれで、多くの同性愛者の人は自身のジェンダーで悩み苦しみ、一人で抱え、最悪の場合、若くして命を絶ってしまうことも日本に限らず世界中で実際にある話です。

夫にも私たちが婚姻契約を結ぶ際に、緊急時に私へ連絡が届くよう実母にはカミングアウトしてもらいましたが、他の家族や周りの友人や職場ではまだ伝えることが難しい環境でもあります。独身時代はカミングアウトをする必要もなかったのも事実です。

私たちは、結婚指輪を持っていますが、夫は週末にしかつけていません。なぜだか分かるでしょうか？それは夫が不要なストレスを軽減するためです。周囲の人は思った以上に細かなところを見ているものです。夫は30代前半ですが、夫の職場

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook等）へのアップロードや転載はおやめください】  
・「結婚の自由をすべての人に」訴訟の名古屋地裁・第1回期日（20190419）での原告の鷹見彰一さんの意見陳述です。

ではこの年齢で結婚していない方が少数派です。夫は職場でカミングアウトはしていないもののパートナーがいて、一緒に暮らしていることは周囲に話していました。

何気ない会話の中に「なぜ結婚しないの?」「いつ籍いれるの?」などの言葉はよく出てきたそうです。30代になると周囲の人は「責任」という言葉で「結婚」を提案してきます。パートナーと「結婚」するかどうかは誠実さを表すものだと考える人も多いです。夫は、何度か指輪を外し忘れ仕事へ行ったことがあります。「指輪してるけど、結婚したの?」といった言葉を投げかけられたそうです。悪気が無いのは重々承知しているものの、善意が善意にならないこともあります。そういった言葉を投げかけられた時の気持ちは形容しがたいものだったと聞いています。

「結婚しています」と答えるのは簡単です。しかし、結婚の証明にもなる配偶者控除の書類などは当然職場へ提出することはできませんし、さきに話した通り今の日本では出しても認められません。「事実婚です」と答えるのも、結婚を勧める相手には「責任」や「誠実」に関して意味がありませんし、そもそも私たちは事実婚を望んでしているわけではありません。

また、現実問題として、事実婚を同性間では認めていないことも許容できるものではありません。事実をありのままに話せばよいと思う方もいるかと思いますが、それはとても大きな恐怖です。親しい友人から拒絶されたら…、話した相手がアウトティングしたら…、万が一くらいの杞憂かもしれませんが当事者の夫としては大きなストレスであることに変わりありません。

そのストレスは他の誰かが計れるものではないはずです。その大きな不安を乗り越えた先には何があるのでしょうか?もしかしたら良き理解者を得られるかもしれませんが、しかし、制度の面では何も変わりませんし、最悪友人が離れていくリスクもあります。そんな条件では説明する気にはなかなかありません。結婚の喜びを職場の友人に伝えるだけのことを、こんなにも悩み、苦しまなければならないのことがそもそもおかしな話なのです。

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook等）へのアップロードや転載はおやめください】  
・「結婚の自由をすべての人に」訴訟の名古屋地裁・第1回期日（20190419）での原告の鷹見彰一さんの意見陳述です。

話を戻すと「結婚した」と話せば小さな職場の場合、そういった個人情報に簡単に広まります。パートナーと「結婚」することで誠実さを意味することが暗黙の中にあるのが今の日本ではないでしょうか。夫の場合、婚姻関係を証明・提出できないことで職場で「相手の気持ちを考えないの？」「けじめをつけるのが男なんじゃないの？」といった言葉もかけられ、信用問題にも繋がっていたということは、何も悪いことはしていないのに辛く悲しいものだったと私も感じています。こういった問題からも、カミングアウトがしづらい職場では二人の絆の証である結婚指輪さえも自由につけることができません。

私たちが婚姻することで何か不利益があるのでしょうか？現在、私たちは当たり前ですが子供を授かることができません。それは逃れようのない事実です。それでも私たちは子供が好きですし、子供を育てていきたいと考えています。そのため、現在里親制度への申請に向け相談をしています。その中で知った事実として、婚姻ができないため養子縁組里親は選択できず養育里親にしかねないということがあります。その養育里親も日本では大阪で1件の前例があるのみで前途多難です。

対応していただいた担当の方々は、課題は色々あるものの、私たちの話や普段の生活の様子を聞いて「何ら男女間の夫婦と変わらず、あたたかな家庭を築いていることが分かりました。」と仰っていただき、実現に向け一步步進めていければと真剣に対応頂けました。

担当の方から話していただいたことですが、里親制度はまだ十分に認知されておらず、里親を待つ子供たちが沢山いるとのこと。男親に虐待を受け、男性に対し恐怖感がある子は女性同士のカップルの間で育つことで少しずつ癒されたといった事例が海外ではあり、その逆もあります。

また、LGBT の子供たちが相談できず悩みを抱えている中で、同性愛者の親がいることで悩みを打ち明け暖かい家庭の中で成長し、男女夫婦の家庭と何ら変わらない状態であるといった事例もあります。

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook等）へのアップロードや転載はおやめください】  
・「結婚の自由をすべての人に」訴訟の名古屋地裁・第1回期日（20190419）での原告の鷹見彰一さんの意見陳述です。

私たちのように子供を育てたいと思っている人は同性愛者に限らず沢山いると思います。同性婚が実現することによって、同性愛者だけに限らず里親制度への貢献、また子供たちの幸せに向けた問題解決にもつながると思います。

私たちは、先進国の良いところは多様な選択ができることだと思っています。一人一人の思い描く幸せに向かって、いろいろなことを選択できることは素晴らしいと思います。日本では職業選択、信教選択など自由にできます。その1つに結婚をするかどうかの選択があるはずですが私たちには選択すらさせてもらえません。すでに世界では30近い国と地域が同性婚を認めています。また、従来は先進国だけの話だったような同性婚も今では、様々な地域で認められ始めています。

もう一つの事例として、海外で同性婚が認められている地域に住んでいるゲイのカップルでパートナーが日本へ仕事で行かなければならない際に、配偶者ビザが発給されないために単身の道しか選択できなかつたり、仕事の期間によっては本来その人のキャリアアップのためのことでも諦めなければならないといったことも発生しています。

世界で初めて同性婚が法的に施行されたオランダは、すでに18年の実績があります。そういった国々で問題が生じているのでしょうか。「文化が違うから」というのは納得のいく理由になりません。漠然とした懸念ではなく、多くの国々が積み上げてきた実績に目を向け、根拠のある判断ができる時期に来ていると思います。

結婚を選択する自由をすべての人に与えるという先進国らしい勇気ある判断を国がしてくれることを願っています。どうか、男女といった目線ではなく、人と人の愛に着眼点を置いて判断いただきたいと思います。

これからを担う世代が、LGBT だから選択肢がなく苦しい思いを続けなくて良いことを、そしてLGBT も関係なくこれからを支える次世代の人が多くの選択肢の中で生きていけるようになることを、私たちはその実現に向けて、当事者としてこれからも歩んでいきたいと思っています。

以上